

改正道路運送法における福祉有償運送の要件整理表

No.	項目	法・省令・通達で示されている要件
1	運送主体	地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた営利を目的としない法人 (NPO法人, 社会福祉法人, 医療法人, 公益法人等の非営利法人)
2	運送対象	<p>対象となる旅客は、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて、名簿に記載されている者及びその付添人とする。</p> <p>①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害を有する者</p> <p>以上は施行規則第49条第3号の内容</p>
	形態	旅客の発地又は着地のいずれかが当該地方公共団体の区域内にある。
3	使用車両	<p>・乗車定員が11人未満である次の車両。</p> <p>①寝台車～車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車 ②車いす車～車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車 ③兼用車～ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車 ④回転シート車～回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車 ⑤セダン等（貨物運送のように供する自動車を除く。）</p> <p>以上は「福祉有償運送の申請に対する処理方針」の内容</p>
	使用権原	使用する車両は、運送主体が使用権原を有する必要がある。運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。
	車両の表示等	<p>・名称、「有償運送車両」の文字、登録番号を車体の両側面に表示し、登録証の写しを車内備えて置かなければならない。（法第51条の23）</p> <p>・名称、当該福祉有償運送自動車の運転者氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価を見やすいように掲示しなければならない。（法第51条の25）</p>
4	運転者	<p>・普通自動車第2種免許保持者かつその効力が停止されていない者</p> <p>・普通自動車第1種免許保持者の場合は、その効力が過去2年以内において停止されていない者で、次のいずれかの要件を備えている者</p> <p>①国土交通大臣が認定する講習を修了していること</p> <p>②①に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること</p> <p>※講習内容の詳細は、後日通知等で示される予定。</p> <p><福祉車両以外の自動車を使用する場合></p> <p>・上記の①又は②が絶対条件で、かつ次に掲げる要件を備える運転者を乗務させるか、次に掲げる要件のいずれかを備えるものを乗務させなければならない。</p> <p>ア 介護福祉士の登録を受けていること</p> <p>イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること</p>

		<p>ウ イに準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること</p> <p>※講習内容の詳細は、後日通知等で示される予定。</p> <p>以上は施行規則第51条の16の内容</p>
5	損害賠償措置	<p>対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険に加入</p> <p>法第51条の22の告示で定める事項</p>
6	運送の対価等	<p>・当該地域における一般旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。</p> <p>以上は「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」の内容</p> <p>※参 考</p> <p>旭川地域の小型上限運賃は</p> <p>初乗り1.4kmまで550円、以後322m毎に80円</p> <p>・旅客から収受する対価をあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。(施行規則第51条の14第2項)</p>
7	管理運営体制	<p>・運行管理責任者の選任その他運行管理の体制整備</p> <p>(施行規則第51条の17)</p> <p>※乗車定員11人以上の福祉有償運送自動車を行う事務所又は乗車定員10人以下の福祉有償運送自動車5台以上の運行を管理する事務所は、当該事務所ごとに事務所が運行管理する福祉有償運送自動車数を20で除して得た数に1を加算して得た人数を運行管理責任者として選任する。</p> <p>・安全運転のための確認記録及び乗務記録の作成義務</p> <p>(施行規則第51条の18)</p> <p>・運転者台帳及び運転者証の作成義務(施行規則第51条の19)</p> <p>・整備管理責任者の選任その他整備管理の体制整備(施行規則第51条20)</p> <p>・事故発生時の対応に係る責任者の選任及びその他連絡体制の整備</p> <p>(施行規則第51条の21)</p> <p>・苦情処理体制を整備し、苦情の申出を受け付けた場合の記録整理義務</p> <p>(施行規則第51条の26)</p>
8	法令順守等	<p>・許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事項に該当するものでないこと。</p> <p>①申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。</p> <p>②申請者が法第79条の12の規定(業務の停止及び登録の取消し)による登録の取消しの日から2年を経過していない者でないこと。</p> <p>③申請者が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人が①又は②に該当していること。</p> <p>④申請者が法人である場合、その法人役員が上記①から③までに該当していないこと。</p>